

令和 2 年 6 月 1 9 日

令和 2 年司法試験実施延期に伴う受験手数料の返還について

法務省大臣官房人事課司法試験係

令和 2 年司法試験の実施時期が延期されたことを理由として受験を取りやめる者に対しては、既に納付された受験手数料を返還しますので、以下の方法により申請願います。期限内に申請がない場合には、受験手数料は返還しません。

なお、本手続は、令和 2 年司法試験の実施時期を延期したことによる特別な措置であり、令和 2 年司法試験限りの扱いとなります。

また、受験手数料返還の申請を行った場合は、令和 2 年司法試験の受験は認められません。

1 申請方法

法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/jinji08_00014.html）に掲載してある受験手数料返還申請書を印刷した上、必要事項を記入し、以下の添付書類と併せて、司法試験委員会宛てに郵送（書留）で提出してください（封筒の表には、赤字で「令和 2 年司法試験受験手数料返還申請書在中」と記載してください。）。

なお、受験手数料返還申請書を直接持参しても受理しません。

【提出が必要な添付書類】

- (1) 本人確認書類（運転免許証又は保険証等の写し）
- (2) 振込先口座情報を疎明する資料（通帳又はキャッシュカードの写し）
 - ※ 受験手数料返還申請書を法務省ホームページから印刷できない場合は、適宜の様式により、受験手数料返還申請書に記入すべき事項と同等の内容をそれが分かるように作成の上、提出してください。
 - ※ 受験手数料返還申請書の提出があった者には、受験票を送付しません。

2 申請期限

令和 2 年 7 月 1 0 日（金）まで（消印有効）

3 受験手数料返還申請書の提出先

司法試験委員会 〒100-8977 東京都千代田区霞が関 1 - 1 - 1 法務省内

4 その他

令和2年12月末までに受験手数料返還申請書記載の口座へ振り込む予定です。
振り込んだ際には、振込通知書を送付します。

【お問合せ先】

法務省大臣官房人事課 司法試験係

TEL：03-3580-4111（代表）

FAX：03-3592-7603

問合せへの対応：9:30～12:00, 13:00～18:00（土日及び祝日等の休日を除く。）

【法務省ホームページ】

http://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/jinji08_00014.html